

【バスフロート船の安全管理規程作成指針（雛形）】

今後、安全管理規定を設定又は変更する際には表中の中央欄（改正後の指針【a】～【d】の条文の見え消し（下線部追加等））が雛形となりますのでご参考にしてください。

※ 以下表中で、【a】～【d】とあるのは、【a】：旅客船 一般航路事業、【b】：旅客船 小規模航路事業、【c】：旅客船 貨物フェリー事業、【d】：旅客船 旅客定員12名以下の小型船舶による海上タクシー事業等それぞれの安全管理規程（雛形）を示す。

改正前の指針【a】～【c】の関係条文	改正後の指針【a】～【d】の条文の見え消し（下線部追加等）	備考（考え方、改正理由等）
<p>【規程本文】</p> <p>II（車両区域の立入制限）</p> <p>第35/36条 船長は、原則として、離岸後着岸するまでの間、次に掲げる自動車の運転者又は監視人以外の旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 危険物積載車</p> <p>(2) 家畜等積載車（家畜その他の動物の給餌、監視を必要とする場合に限る。）</p> <p>(3) ミキサー車又は保冷車等（車両区域に電源設備がない等の理由でエンジンを作動させることが真にやむを得ない場合に限る。）</p> <p>（【a】のみ）</p> <p>2. 船長は、やむを得ず旅客（前項各号の自動車の運転者又は監視人を除く。）を車両区域に立ち入らせる場合は、乗組員を立合わせるものとする。</p>	<p>【安全管理規程（本文）】：カーフェリー共通の規定</p> <p>II（車両区域の立入制限）</p> <p>第35/36条 船長は、原則として、離岸後着岸するまでの間（以下「航行中」という。以下同じ。）、次に掲げる自動車の運転者、同乗者又は監視人（以下、「運転者等」という。）以外の旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 危険物積載車</p> <p>(2) 家畜等積載車（家畜、魚その他の動物の給餌、監視を必要とする場合に限る。）</p> <p>(3) ミキサー車又は保冷車等（車両区域に電源設備がない等の理由でエンジンを作動させることが真にやむを得ない場合に限る。）</p> <p><u>(4) 救急車、警察車両その他の自動車であって、船長が、運転者等及びその他の旅客の安全、健康状態等を勘案して運転者等が車内にとどまる必要があると認めたもの（船長が、やむを得ないと認めるときはエンジンの作動を認めるものとする。）。</u></p> <p>2. 船長は、やむを得ず旅客（前項各号の運転者等を除く。）を車両区域に立ち入らせる場合は、乗組員を立合わせるものとする。</p>	<p>①【a】においては第36条、【b】及び【c】においては第35条が該当する条文</p> <p>②現行の【d】では、車両甲板上の旅客の扱いに係る規定は存在しない（【d】ベースの安全管理規程では、第34条の次に新設することが考えられる。）。</p> <p>③換気の必要があり、複数台の自動車がエンジンを使用する場合は、換気の必要から、バスフロート船としての要件適合（安全管理規程整備）が求められる。</p> <p>第2項は、【a】にのみ存在するが、今後、バスフロート船を含めて【b】～【d】ベースの安全管理規程に設けてもかまわない。</p>
<p>（現在の作成例：【a】～【d】にはバスフロート船についての規定は存在しない）</p>	<p>【安全管理規程（本文）】：バスフロート船についての規定</p> <p>（バスフロート船）</p> <p>3. <u>前各項の規定に係わらず、船長は、平水区域を超えず、危険物積載車が同一の甲板に積載されていない等安全が確保されると判断される場合には、作業基準の定めるところにより、閉囲されていない場所に積付けられた自動車（出入口が2つ以上あるものに限る。）の運転者等が、航行中も車内にとどまることを認めることができる。この場合において、車内にとどまることが認められる運転者等の数（甲板毎）は、車両区域と同一の甲板上に、それら運転者等が容易かつ迅速に取り出せるよう積み付けられた救命胴衣の数【A甲板上：○○用○（甲板上総数◎）、△△用△（甲板上総数▲）……】を超えてはならない。</u></p>	<p>第3項：</p> <p>◇左記平水区域を短時間超えるような航路についてのバスフロート船就航の可否については、船舶、気象海象情報等に基づき個別に評価、検討することが可能。</p> <p>◇新たに車両甲板上に積み付ける救命胴衣の数は、これまでの航行実態等を勘案して、十分な数を搭載すること。胴衣の個数（総数）は、車両甲板毎、種類毎（子供/幼児用等）別に記載。</p> <p>◇車内に旅客がとどまることや、救命設備の増設されることに伴い、船員法に基づく掲示（非常配置表、脱出経路図、救命胴衣の格納場所等）及び操練並びに船舶安全法に基づく非常用掲示札（救命胴衣の配置）及び救命胴衣の積付場所の表示（積付けた旨と数量）についての最適化が必要。</p>

【現行作業基準】

第10条 自動車の積付けは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。
- (2) 自動車列の両側に幅60cm以上の通路を船首尾方向に設けること。
- (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅1m以上の通路を1条以上設けること。

2 船内車両誘導係員は、車両の積付けの際次の措置を講ずる。

- (1) 運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように明確に指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないよう指示すること。
- (2) トレーラーシャーシの積付けに際しては、トレーラーヘッドの運転手に対して、切り離し時のサイドブレーキの指示及び運転手がサイドブレーキをかかけたことのアナウンスを求め、これを確実に実施すること。
- (3) 前号までの規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対して運航管理者又は船長の指示を受けて必要に応じ車内にとどまるよう指示すること。また、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車で、航海中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内でその作業を認めるものとする。

【安全管理規程(作業基準)】:バスフロート船についての規定

(以下【a】～【c】をベースとした作業基準の規定の例示。なお、【d】ベースのバスフロート船の安全管理規程には、(乗船作業)第4条の後段付近に規定を設けることができる。)

第10条 自動車の積付けは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。
- (2) 自動車列の両側に幅60cm以上の通路を船首尾方向に設けること。但し、規程第35/36条第3項の規定に基づき、航行中、運転者等が車内にとどまることを認められた自動車(以下「認定自動車」という。以下同じ。)を搭載する際、運転者等の中に乗下車に際して介助をする必要とする者が含まれると認める場合にあつては、緊急時の脱出等対応を容易にするため、[具体的な措置内容を記述。例えば、車の間隔を広く確保する/避難誘導が容易となる場所に自動車を積み付ける 等]措置を講ずること。
- (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅1m以上の通路を1条以上設けること。
- (4) 認定自動車は、車両区域のうち、閉囲された場所以外であり、かつ、天井張り及び内張が設けられている場合にあつては、それらの露出面が炎の広がり遅い特性を有する場所に搭載すること。

2 船内車両誘導係員は、車両の積付けの際次の措置を講ずる。

- (1) 認定自動車以外の自動車の運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引く、また、セレクトレバーをパーキングに入れる(オートマチック車(以下、「AT車」という。))に限る。)よう明確に指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないよう指示すること。
- (2) 認定自動車の運転者に対して、サイドブレーキを引く、また、セレクトレバーをパーキングに入れる(AT車に限る。)よう明確に指示し、さらに、車両から離れる際、車内が無人的場合にはエンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切るよう明確に指示すること。
- (3) 認定自動車であるバスの運転者に対して、前項に掲げる内容に加えて、救命胴衣の位置を伝え、また、車内に旅客がいる間は車内にとどまること及びやむを得ず車を離れる際には出入口を一つ以上開けておくことを指示し、さらに、緊急時には車内の旅客の避難誘導等に協力するよう要請すること。
- (4) (左欄(2)と同じ。)
- (5) (左欄(3)と同じ。)

3 船長は、次の措置を講ずる。

- (1) 緊急時の旅客の避難誘導、脱出等を容易にするため、監視カメラ、船員の巡視等により、航行中、認定自動車の位置及び車内の人数(車両甲板に備えられた救命胴衣の数を超えないこと)の把握に努めること。
- (2) 基準航行が困難、基準経路の変更、車両の固縛が必要と判断する場合(その虞のある場合を含む。)には、認定自動車の運転者に対し、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統の全てのスイッチを切り、サイドブレーキを引く、セレクトレバーをパーキングに入れる(AT車に限る。)よう明確に指示した後、旅客を下車させ、車両区域にとどまらせないこと。

第(4)号: 「閉囲された場所以外」については、船舶防火構造規則第13条、また、「露出面が炎の広がり遅い特性を有する」については、同規則第26条第3項の基準を適用する。

第(1)号: 認定自動車等車両区域の状況把握の方法(例えば、監視カメラ、船内巡視)をできるだけ具体的に記述すること。

<p>【現行作業基準】</p> <p>(車止め及び固縛装置取付作業) 第11条 固縛係員は、すべての自動車について車止めを施す。</p> <p>2 船長は、航行中に気象・海象が次表の左欄の条件に達するおそれがあると認めるときは、船内作業指揮者に対し、右欄の車両について車止めの増強、固縛装置の取付け、オーバーラッシングの実施等を指示する。</p> <p>(離岸準備作業) 【b】・【c】 第12条 陸上作業指揮者は、旅客の乗船及び搭載予定車両の積込みが終了したときは車両誘導係員を指揮して、直ちに各入口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業指揮者にその旨を連絡する。 2 船内作業指揮者は、陸上作業指揮者と連絡をとり船内作業員を指揮してランプウェイを収納する。 3 船内作業指揮者は、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客(第10条に定める危険物積載車、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車の運転者又は監視人を除く。)が車両区域内に残留していないことを確認した後、客室と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。 (以下略)</p> <p>(車両の陸揚げ) 【b】・【c】 第18条 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。 (1) 運転者は、係員の指示に従ってエンジンを始動すること。 (以下略)</p> <p>(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知) 【b】・【c】 第21条 運航管理者は、発着場等の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示しなければならない。 (遵守事項等の掲示例) (1)～(5) 略 (6) 車両甲板は、航行中、立入りが禁止されること。 (7) 車両甲板で下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべてのスイッチを切り、施錠しておくこと。 (8)・(9) 略</p>	<p>【安全管理規程(作業基準)】:バスフロート船についての規定</p> <p>(車止め及び固縛装置取付作業) <u>第11条 固縛係員は、すべての自動車について、車の前後への移動を防ぐため、車止め[又は船長が適当と認める措置(具体的に記述すること)]を施す。</u></p> <p>2 (左欄2項と同じ。)</p> <p>(離岸準備作業) 第12条 (左欄第1項と同じ。)</p> <p>2 (左欄第2項と同じ。)</p> <p>3 船内作業指揮者は、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客(第10条に定める危険物積載車、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車、<u>規程第35/36条第1項(4)号の自動車の運転者等並びに認定自動車の運転者等を除く。</u>)が車両区域内に残留していないことを確認した後、客室と車両区域間の通路又は昇降口を<u>適切に管理(具体的に記述すること)</u>する。 (以下略 変更なし)</p> <p>(車両の陸揚げ) 第18条 (左欄第1項と同じ。)</p> <p>(1) 運転者は、係員の指示に従って<u>エンジンを始動自動車を操作及び運転すること。</u> (以下略;左欄と変更なし)</p> <p>(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知) 第21条 運航管理者は、発着場等の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示しなければならない。 (遵守事項等の掲示例) (1)～(5) (略;左欄と変更なし) (6) <u>特に認められた場合を除き、車両甲板で下車し、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、AT車にあっては、セクターレバーをパーキングに入れ、さらに、すべてのスイッチを切り、施錠しておくこと。</u> (7) <u>発航時に、車両甲板に搭載された車内にとどまることが認められた旅客であっても、航行中、船長の判断により、下車し、車両甲板から客室等へ移動しなければならない場合があり、また、このような場合に、下車する際は、サイドブレーキを引き、AT車にあっては、セクターレバーをパーキングに入れ、さらに、すべてのスイッチを切り、施錠して、車両区域にとどまらず客室等へ行くこと。</u> (8)・(9) (略 左欄と変更なし)</p>	<p>第11条:船長が適当と認める措置について、例えば、“航行予定時間30分程度内(1時間は超えない)の短距離航路において、“バス、危険物積載車、重量物運搬車等を除くAT車について、船体動揺の小さい十分に穏やかな気象海象(風力階級表2以下/風力 3.4m 未満/波高概ね 0.3m以下)のもと、固縛係員が、車の状態(サイドブレーキが引かれ、セクターレバーP)を確認すること”等が考えられる。</p> <p>◇左は、【b】・【c】をベースとした作成指針 ◇【a】については、第12条第4項を参照のこと</p> <p>第12条第3項:“適切に管理”とは、例えば、危険物積載車、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車、規程第35/36条第1項(4)号の自動車の運転者等並びに認定自動車の運転者等以外の旅客が車両区域へ出入りしないよう周知の標示を昇降口等に設けること。</p> <p>◇左は、【b】・【c】をベースとした作成指針 ◇【a】については、第20条第1項を参照のこと</p> <p>第18条:バスフロート船においては、自動車のエンジンの使用が禁止されないが、下船時には、エンジンの使用に限らず、係員の指示に従うべき。</p> <p>◇左は、【b】・【c】をベースとした作成指針 ◇【a】については、第23条第1項を参照のこと</p> <p>第21条:一つの待合室の中に、バスフロート船とそれ以外のフェリーの旅客への周知を設ける場合には各船毎書き分けることも考えられる。</p>
---	--	---